

総評相第 160 号  
平成 28 年 10 月 14 日

総務省自治税務局長 殿

総務省行政評価局長

個人住民税の特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の  
記載内容に係る秘匿措置の促進（あっせん）

総務省行政評価局では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っております。

この度、当局に対し、「事業主を経由して従業員に交付される納税義務者用の特別徴収税額決定通知書には事業主が知る必要のない主たる給与所得以外の所得情報（不動産所得、利子・配当所得、一時所得等）や控除情報（障害者、寡婦等）が含まれており、他人には知られたくない情報が事業所の経理担当者等の第三者に知られてしまう可能性がある。プライバシーの保護上問題があると考えられるので、納税義務者用の特別徴収税額決定通知書において事業主が知る必要のない情報については秘匿するための何らかの措置を講じてほしい。」との相談がありました。

この相談について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当局としては、下記のとおり、市町村（特別区を含む。）における納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の記載内容に係る秘匿措置の検討に資するよう、市町村（特別区を含む。）による秘匿措置の実施状況を把握し、その情報を地方公共団体に提供する必要があると考えます。ついては、貴局において、必要な措置を御検討ください。

なお、これに対する貴局の措置結果等について、平成 29 年 1 月 13 日までにお知らせください。

## 記

### 1 個人住民税の特別徴収の仕組み及び特別徴収税額決定通知書の取扱い

個人住民税は、納税義務者の住所地である市町村（特別区を含む。以下同じ）が賦課徴収することとなっているが、納税義務者が給与所得者（従業員）である場合、当該給与所得者に給与を支払う者（事業主）が、給与から個人住民税を徴収（いわゆる給与天引き）して当該市町村へ納入することとなっている（特別徴収）（地方税法（昭和25年法律第226号）第41条第1項、第321条の3第1項及び第321条の4第1項）。

そして、給与から特別徴収される個人住民税の税額を納税義務者に通知するために市町村が作成する納税義務者用の特別徴収税額決定通知書（以下「税額通知書」という。）は、事業主を経由して従業員に交付されることとなっている（地方税法第321条の4第1項）。

この税額通知書の様式は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条に示された様式に準じて作成することとなっており（地方税法第43条）、この様式では特別徴収税額のほか、主たる給与以外の所得（不動産、利子、配当等）の有無、所得控除（障害者、寡婦等）の金額等が記載されることとなっている。これらの記載内容に秘匿措置を講ずることについては、地方税法等の関係法令では特に規定されておらず、総務省（自治税務局）から地方公共団体に対して示しているものもない。

### 2 当局の調査結果

#### (1) 市町村における秘匿措置の実施状況

A県及びB県管内の市町村の中から複数の市町村を抽出し、納税義務者用の税額通知書の記載内容が第三者に見られることのないよう秘匿措置が講じられているかを確認したところ、平成27年度までに秘匿措置を実施済み又は28年度に秘匿措置の実施が予定されている市町村は、A県で抽出した5市町村中4市町村（80.0%）、B県で同7市町村中5市町村（71.4%）となっていた（計12市町村中9市町村（75.0%））。

また、C県及びD県に対して管内の市町村における秘匿措置の実施の有無を確認したところ、C県では全29市町村で平成27年度までに秘匿措置が実施されていたが、D県では同年度までに秘匿措置が実施されていた市町村は全41市町村のうち2市町村であった。

#### (2) 秘匿措置の実施又は未実施の理由、秘匿措置に係る意見

ア 抽出した10市町村

A県、B県及びD県管内から抽出した計 10 市町村（秘匿措置を実施済み又は秘匿措置の実施を予定している 7 市町村及び秘匿措置が実施されていない 3 市町村）に対して秘匿措置の実施又は未実施の理由、秘匿措置に関する意見等について聴取したところ、次のとおりであった。

- ① 秘匿措置を実施済み又は秘匿措置の実施を予定している 7 市町村
  - i) 秘匿措置を実施した理由は、他の市町村で秘匿措置が講じられ始めていることや住民からの苦情を受けたことによることが挙げられていた。
  - ii) 秘匿措置の方法としては、圧着式（5 市町村）と保護シール貼付け（2 市町村）の 2 種類
  - iii) 秘匿措置導入による費用の増加は、（金額が把握できた範囲では）最も少ない市町村で約 32 万円、最も多い市町村で約 212 万円となっていた。
  - iv) 秘匿措置を導入したことによる事業者からの苦情があったとする市町村はなかった。
- ② 秘匿措置が実施されていない 3 市町村
  - i) 秘匿措置を実施していない理由は、地方税法上義務付けられていないことや予算が確保できないことなどが挙げられていた。
  - ii) 秘匿措置の実施を促進するための方策として、総務省（自治税務局）が秘匿措置を実施している市町村の事例（ノウハウ、経費に係る情報等）を取りまとめ、その情報を地方公共団体に提供することが挙げられていた。

#### イ 抽出した 3 都道府県

A県、B県及びD県に対して秘匿措置に係る意見を聴取したところ、次のとおりであった。

- i) A県では県下の市町村に対して秘匿措置の実施が望ましいことを連絡していたが、B県及びD県では秘匿措置を積極的に推進することは考えていないとしていた。
- ii) 市町村において秘匿措置が実施されない理由について、A県及びD県では、予算の確保が難しいことが挙げられていた。
- iii) 市町村において秘匿措置の実施が促進されるための方策として、A県及びD県では、総務省（自治税務局）が秘匿措置を実施している市町村の事例を取りまとめ、その情報を地方公共団体に提供することが挙げられていた。

### 3 総務省自治税務局の意見

#### ① 現行制度における対応方策について

地方税法上は納税義務者用の税額通知書について、「特別徴収義務者を経由して通知する」と規定していることから、特別徴収義務者（事業主）が税額通知書を納税義務者（従業員）に渡す際に、宛名等の内容を確認することは地方税法上想定されている。

一方で市町村によっては、納税義務者用の税額通知書について目隠しをする等の秘匿措置を講じているケースはあるが、それぞれの市町村の判断で実施しているものである。

#### ② 国から地方公共団体に対して税額通知書に秘匿措置を求めることについて

①のとおり、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者が納税義務者用の税額通知書を取り扱うこととなっており、地方公共団体に秘匿措置を求めることは現時点では考えていない。

#### ③ 税額通知書への秘匿措置の必要性について

①のとおり、地方税法の規定によって、主たる給与所得以外の所得情報や控除情報等の情報を事業主が知ることはやむを得ないと考えているが、税額通知書に秘匿措置を講ずる市町村もあることから、市町村の実態等を調査し、秘匿措置にかかる費用等について、まずは把握に努めたいと考えている。

### 4 改善の必要性

住民からの要望等を端緒として、納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置が講じられている市町村がある一方、予算の確保が困難であることなどを理由として秘匿措置が講じられていない市町村がある。

このような中、市町村において秘匿措置の実施が促進されるための方策として、総務省（自治税務局）が秘匿措置を実施している市町村の先行事例に係る情報（ノウハウ、経費に係る情報等）を取りまとめ、地方公共団体に情報を提供することを挙げている都道府県及び市町村がある。

こうした現状を踏まえ、本件について、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、同会議から「プライバシーの保護を図る観点から、納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の実施方法や費用等について実態把握し、その情報を地方公共団体に提供すべきである。」との意見があった。

したがって、総務省自治税務局は、市町村における納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の検討に資するよう、市町村における秘匿措置の実施状況を把握し、その情報を地方公共団体に提供する必要がある。